

# 建設工事の発注者の皆さま 著しく短い工期の請負契約は**禁止**されています

- 改正建設業法第19条の5において、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことが規定されました。
- この規定が設けられた主旨は、**建設業就業者の長時間労働を改善**するためには、発注者が適正な工期設定を行う必要があるからで、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するものです。

長時間労働を前提とした短い工期での工事は、建設業就業者の長時間労働を助長するのみならず、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれもあります。また、建設業法に違反すると勧告等される場合があります。

詳しくは裏面をご確認ください

## ◇ 工期に関する基準

(令和2年7月20日 中央建設業審議会作成・勧告)

適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、**建設工事において適正な工期を確保するためのもの。**

資料はこちら



## ◇ 建設業法令遵守ガイドライン（改正）

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、元請負人と下請負人との関係に関する部分について改訂されました。

○ 主な改訂の概要

著しく短い工期の禁止【改正建設業法第19条の5】

資料はこちら



### 【建設業法第19条の5違反となるおそれがある行為事例】

- ① 元請負人が、発注者からの早期の引渡しの求めに応じるため、下請負人に対して、一方的に当該下請工事を施工するために、通常よりもかなり短い期間を示し、当該期間を工期とする下請契約を締結した場合
- ② 下請負人が、元請負人から提示された工事内容を適切に施工するため、通常必要と認められる期間を工期として提示したにも関わらず、それよりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合
- ③ 工事全体の一時中止、前工程の遅れ、元請負人が工事数量を追加したなど、下請負人の責めに帰さない理由により、当初の下請契約において定めた工期を変更する際、当該変更後の下請契約の工事を施工するために通常よりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合

## 建設業法令遵守ガイドライン改正内容の説明動画

説明動画はこちら

建設業法令遵守ガイドラインの改訂について  
～著しく短い工期の禁止等～

国土交通省 不動産・建設経済局  
建設業課  
令和2年9月

この動画では、建設業法令遵守ガイドラインの改訂内容に基づき、新たなルールについてわかりやすく紹介します。

遵守ガイドライン改訂に関する説明動画

URL → <https://youtu.be/jRPxJMyeokQ>

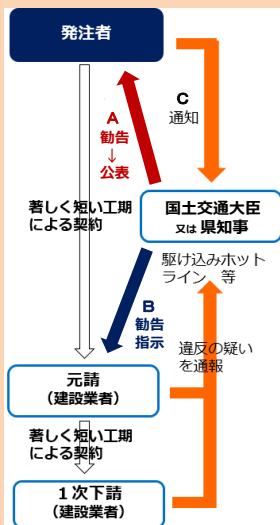




労働基準法が改正され、令和6年4月1日以降、建設業における時間外労働の上限は原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。



「通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期」とする請負契約を締結した場合、発注者に対し、国土交通大臣又は県知事は必要な勧告を行うことがあります（勧告に従わない場合は公表されることがあります）



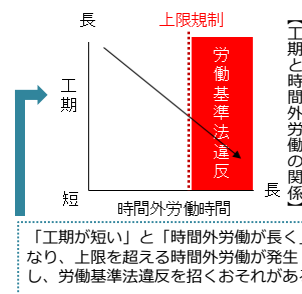
**A** 〈建設業法〉国土交通大臣又は県知事は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、勧告を行うことができ、従わない場合はその旨を公表することができる。

**B** 〈建設業法〉建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣又は県知事は建設業法第41条を根拠とする勧告や第28条を根拠とする指示処分を行う。

**C** 〈公共工事の場合〉〈公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律〉  
建設工事の受注者（元請）が下請業者と著しく短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合は当該工事の発注者は当該受注者の許可行政庁にその旨を通知しなければならない。

「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは

○「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく「工期に関する基準」（令和2年7月20日、中央建設業審議会作成、勧告）等に照らして不適正に短く設定された期間をいう。



建設業は、地域のインフラ整備、維持管理及び激甚化、頻発化する災害時には地域の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」であり、人々の生活基盤を支える、地域にとって不可欠な基幹産業です。建設業就業者の長時間労働を削減するためには、建設業者の取組だけでなく、建設工事発注者のご理解とご協力が必要不可欠です。

すべての建設工事の発注者さまにおかれましては、本リーフレットの趣旨をご理解いただき、ご対応いただくようお願いいたします。

## 石川建設業関係労働時間削減協議会

構  
成  
員

(一社)石川県経営者協会  
石川県建設産業連合会  
国土交通省北陸地方整備局

(一社)石川県建設業協会  
石川県(土木部 農林水産部)  
厚生労働省石川労働局

建設業法に関するお問い合わせは、国土交通省北陸地方整備局建政部 ☎025(370)6571

労働基準法に関するお問い合わせは、厚生労働省石川労働局監督課 ☎076(265)4423

(R3.3)